

第5次東京都食育推進計画(案)の概要

はじめに (P.1~)

- 都は、平成17年に制定された食育基本法に基づき、都道府県食育推進計画として「東京都食育推進計画」を平成18年に策定。以降、5年ごとに改定を行い、関係局の連携のもと食育を推進
- 本計画は令和8年度から13年度までを計画期間として、東京における食育を着実に推進していくための基本的な考え方と具体的な施策を提示

第1章 東京の食をめぐる現状 (P.3~)

○健康長寿を阻む食の問題

- ・社会環境の変化により、朝食欠食や栄養素摂取の偏りなどによる健康の阻害が懸念
- ・生活リズムの乱れや簡便志向が見られる若い世代や働く世代を中心として、栄養の偏りや食事内容の不均衡を防ぐための食育が必要

○食育活動への関心と参加をめぐる問題

- ・都市化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、生産者や生産現場に直接触れる機会は限定的
- ・デジタル技術なども活用し、多様な学びの機会を広げ、世代を超えた食育を推進することが必要

○食に関わる社会的問題への対応

- ・食品安全や食品ロス、災害リスクへの備えなどへの関心の高まり
- ・環境に配慮し、SDGsを意識した食の選択など、社会的課題を踏まえた食育を着実に推進していくことが必要

第2章 第4次計画における指標の達成状況と課題 (P.13~)

- 第4次食育推進計画では、食育を知っている成人の割合が90.2%に向上し、目標値を達成
- 「朝食欠食率」、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践」等の項目においては、目標を下回る
- 食育活動に関心を持ち、具体的な行動を実践する都民を増やすことが求められる

第3章 食育推進の基本的な考え方（P.15～）

○基本理念

食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたり健全な食生活を実践することにより、心身の健康の増進と、豊かな人間形成に役立つもの

○方向性、指標および目標値

3つの方向性と、食育推進の成果や達成状況を客観的に把握するための項目と指標を設定

第4章 具体的な施策の展開（P.19～）

方向性Ⅰ 生涯を通じた心身の健康を実現する食育の推進

- ・栄養バランスや減塩に配慮したメニューを提供する飲食店の情報提供により、食事バランスのとれた外食の利用を支援
- ・食育活動団体と連携し、ライフステージに応じた食育・地産地消を推進する取組を支援
- ・様々な栄養素をバランスよく摂取することによる、フレイル予防を普及啓発

方向性Ⅱ 食卓と生産現場の距離を縮める食育の推進

- ・畠でのリアルな農業体験のほか、デジタル技術を活用した収穫体験の実施など、多様な体験機会を提供
- ・学校給食への地場産物の活用を促進することで、学校における食育の取組を推進
- ・食のイベントや東京産農林水産物キャラクターを活用した情報発信など、幅広い世代へのPRを実施し、地産地消を推進

方向性Ⅲ 持続可能な食を支える食育の推進

- ・ローリングストック法など、災害時を見据えた家庭内備蓄の重要性、具体的な取組内容を普及
- ・企業・団体等と協働したプロジェクトを開催し、エシカル消費の認知度向上と普及を推進
- ・飲食店等と協働し、都民や観光客の方々に食べ残しがゼロを呼びかけるキャンペーンにより食品ロス削減を推進

今後の方針

- 都議会での意見、パブリックコメントを踏まえ、令和8年3月下旬に計画を策定